審査　設計者

令和　８ 年度　　実施設計書

工事番号
（設計書コード）　３８－ＦＥ２５０－０２－０３－０１

建設工事名　令和８年度（社総）焼津岡部線ほか道路整備（地盤改良）工事

路線河川名　（都）焼津岡部線

建設工事箇所　藤枝市　岡部町内谷　地内

建設工事金額

工　　期　令和　９年　３月３０日限り

建設工事概要

施工延長	108.4	m
中層混合処理工	3920	m3

歩掛・単価適用年度　令和　８年　１０月　　基本単価　令和　８年　１０月　　地区コード　２２０ 地区

起　終　点　指　定　　３３　＋１６．００　⇔　３９　＋４．４０

内訳表、施工単価表に記載されている機械の機種などは該当機種の使用を指定するものではなく設計上の参考である

工　事　費　内　訳　表

区分・工種・種別・細別	単位	数　量	単　価	金　額	摘　　要
本工事費					
- 道路改良	式	1			
-- 道路土工	式	1			
--- 路体盛土工	式	1			
---- 整地	m3	780			SP　1号表
-- 地盤改良工	式	1			
--- 固結工	式	1			
---- 中層混合処理工 2m＜L≦5m 施工規模1，000m3以上	m3	3，920			改良材：特殊土用パラ 建設物価 10月 P374 積算資料 10月 P531 第　1号表　　数量コードCK
-- 構造物撤去工	式	1			

工　事　費　内　訳　表

区分・工種・種別・細別	単位	数　量	単　価	金　額	摘　　要
--- 構造物取壊し工	式	1			
---- 構造物とりこわし	m3	3			第　2号表　数量コードMCo
---- 無筋コンクリート殻運搬処分	m3	3			M0003 第　3号表　数量コードMCo
-- 仮設工	式	1			
--- 交通管理工	式	1			
---- 交通誘導警備員	式	1			第　4号表
直接工事費計					
工種区分 No. 4 道路改良工事					
共通仮設費　(一般交通影響有り (2) - 2)	式	1			

工　事　費　内　訳　表

区分・工種・種別・細別	単位	数　量	単　価	金　額	摘　　要
運搬費	式	1			M0002 第　5号表
技術管理費	式	1			M0001 第　7号表
共通仮設費計					
純工事費計					
現場管理費　(一般交通影響有り (2) - 2)	式	1			
工事原価計					
一般管理費等　(金銭的保証を必要とする)	式	1			
工事価格計					
消費税相当額	式	1			

工　事　費　内　訳　表

区分・工種・種別・細別	単位	数　量	単　価	金　額	摘　　要
請負工事費					

土工

数 量 計 算 表

測点間距離　20 m

測点	中間点	距離(m)	コ メ ン ト	B 掘削 数 量	平均値	立積（０６）	CK 中層混合処理工 数 量	平均値	立積（０２）	
33	+16.00	0.00		0.00			32.30			
34	+0.00	4.00		0.00			33.40	32.850	131.400	
35	+0.00	20.00		0.00			33.10	33.250	665.000	
36	+0.00	20.00		0.00			33.60	33.350	667.000	
37	+0.00	20.00		0.00			41.90	37.750	755.000	
38	+0.00	20.00		0.00			41.90	41.900	838.000	
38	+8.50	8.50		0.00			42.60	42.250	359.130	
39	+0.00	11.50		0.00			32.70	37.650	432.980	
39	+4.40	4.40		0.00			0.00	16.350	71.940	
合	計	108.40			(B)	0.000		(CK)	3,920.450	

7101FB0A

延 長 計 算 表

数 量 計 算 名 称	コード	起 点 測 点	起 点 中間点	終 点 測 点	終 点 中間点	数 量(m)
施工延長	L(04)	33	+16.00	39	+4.40	108.40
測点間距離 20 m						
合 計						108.40

とりこわし

数　量　調　整　表

数量調整表優先

名　　称	コード	計　　算　　式
無筋Co取壊し	ＭＣｏ　（０２）	＝　2.7 ＝　2.700

中層混合処理工
2m<L≦5m 施工規模1,000m3以上　　第 1号表

金　　円　　100 m3当り

積算項目	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役	人				1
特殊作業員	人				1
普通作業員	人				1
改良材	t	15.9			
中層混合処理機(トレンチャ式) 運転 0.8m3級 L=5m 1ﾋﾟｰｽﾌﾞｰﾑ(第1ﾌﾞｰﾑ)深10000mmまで	日				1
深層混合処理機(スラリー式) 運転 20m3/h	日				1
諸雑費	%				
特許料金	式	1			

1,#等:諸経費等対象額

7101FB0A

第　1号表

積　算　項　目	単位	数量	単　価	金　額	摘　要
計					
単価	m3				

1,#等:諸経費等対象額

7101FB0A

構造物とりこわし

第　2号表

金　　円　　1 m3 当り

積算項目	単位	数量	単価	金額	摘要
構造物とりこわし工（無筋構造物） 昼間単価 制約無 機械 機労	m3	1			1 標準単価（基本額）［合計金額対象外］
補正後標準単価	m3	1			
諸雑費	式	1			
計（合計金額対象外は除く）					

1,#等:諸経費等対象額

7101FB0A

M0003　　無筋コンクリート殻運搬処分

第　3号表

金　　円　　10 m3 当り

積　算　項　目	単位	数量	単　価	金　額	摘　要
殻運搬	m3	10			SP　2号表
処分費 Co無筋	m3	10			(株)大塚沼伏ﾌﾟﾗﾝﾄ 島田市阪本字中原2581-2
計					
単価	m3				

1,#等:諸経費等対象額

7101FB0A

交通誘導警備員

第　4号表

金　　円　　1 式当り

積　算　項　目	単位	数量	単　価	金　額	摘　要
交通誘導警備員B	人	21			21日、1人
計					

1,#等:諸経費等対象額

7101FB0A

M0002　　運搬費

第　5号表

金　　円　　1 式当り

積　算　項　目	単位	数量	単　価	金　額	摘　要
重建設機械 分解組立+輸送（往復） 中層混合処理機 機械質量20t以上60t以下	回	1			第 6号表
計					

1,#等:諸経費等対象額

重建設機械　分解組立＋輸送（往復）
中層混合処理機　機械質量２０ｔ以上６０ｔ以下　　第　6号表

金　　円　　1 回当り

積　算　項　目	単位	数量	単　価	金　額	摘　要
特殊作業員	人				1
ラフテレーンクレーン　オペレータ付き 油圧伸縮ジブ型25ｔ吊	日				1
運搬費等率	%				
諸雑費	式	1			
計					

1,#等:諸経費等対象額

7101FB0A

M０００１　　技術管理費

第　7号表

金　　円　　1 式当り

積　算　項　目	単位	数量	単　価	金　額	摘　要
六価クロム溶出試験 環境庁告示４６号溶出試験	件	1			
土の含水比試験 3個/試料	試料	2			
土の湿潤密度試験 3個/試料　A法（寸法測定法）	試料	2			
土の一軸圧縮試験 2供試体/試料　乱さない試料	試料	2			
計					

1,#等:諸経費等対象額

7101FB0A

施　工　パ　ッ　ケ　ー　ジ　区　分　一　覧　表

名　　称	内　　容	
整地	作業区分＝敷均し（ルーズ），施工数量＝１０，０００ｍ３未満，障害の有無＝無し	SP　　１号表
殻運搬	殻発生作業＝コンクリート（無筋）構造物とりこわし，積込工法区分＝機械積込，ＤＩＤ区間の有無＝有り，運搬距離（ｋｍ）＝１８．５ｋｍ以下	SP　　２号表

地　下　埋　設　物　調　書

（令和８年度（社総）焼津岡部線ほか道路整備（地盤改良）工事）

埋設物	埋設状況			管理者	
	縦方向	横方向	特殊箇所	市	管理側
水道管			※新規配水管埋設予定 （要協議）		10/19 中野
ガス管	なし				10/20 東海ガス
大井川広域水道企業団	なし				10/15 金澤
大井川土地改良区	なし				10/15 山梨
ＮＴＴケーブル	なし				10/15 NTTインフラネット 東海事業部 ㈱NDS島田保守センタ
中部電力ケーブル	なし				10/15 中部電力P 静岡支社 送電G
下水道管	なし				10/15 下水道課 木村



交通誘導警備員の配置に関する特記仕様書（標準）

（交通誘導警備員の設計計上数量）

第１条　本工事の施工に際しては、設計書に計上した交通誘導警備員の人員を配置する。なお、配置場所等については、監督員と協議するものとする。

（安全対策）

第２条　受注者は、工事の施工に当たって交通整理等を行うときは、公共工事の円滑な執行に資することを理解し、事故のないよう適正に工事を実施しなければならない。

２　受注者は、工事の施工にあたって、交通整理等を行うときは、配置人員、配置位置及び配置期間等について、監督員と協議を行わなければならない。また、計画に変更が生じた場合も同様とする。

３　受注者は、工事の施工にあたって交通整理等を行った場合、工事完了時に実施内容の判る写真、交通誘導警備員勤務実績表を併せて提出しなければならない。

（その他）

第３条　交通誘導警備員は、原則、警備業法（昭和 47 年法律第 117 号一部改正平成 16 年法律第 50 号）第４条による認定を受けた警備業者の警備員を配置するものとする。

２　現場代理人は、交通誘導警備員について、住民等から意見があった場合は、速やかに監督員へ報告し、協議を行うものとする。

３　現場代理人は、交通誘導警備員の点呼を取り、交通誘導警備員の健康状態や交通整理状況を常時把握し、異常のあるときは速やかに警備会社へ連絡し、交替を要請するとともに、交替要員が現場に到着するまでの間、交通誘導を要する現場作業は控えるものとする。

４　現場代理人は、施工区域内において、複数の他工事が重複する場合は、事故の未然防止及び安全対策に万全を期するとともに、他工事との調整等を図るなかで、交通誘導警備員を適正に配置するものとする。

個人情報取扱特記仕様書

１　基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

２　秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

３　収集の制限

（１）　受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（２）　受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。

４　利用及び提供の制限

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

５　適正管理

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

６　複写又は複製の禁止

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を、複写し、又は複製してはならない。

７　再委託の禁止

受注者は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、発注者が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

８　資料等の返済等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡され、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、事務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

９　従事者への周知

受注者は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

１０　実地調査

発注者は、必要があると認めるときは、受注者がこの契約による事務の執行に当たり取扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

１１　事故報告

受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

工事写真の電子データに関する特記仕様書

第１条（工事写真の提出）

当該工事（以下「本工事」という。）の工事写真を電子データの対象とするか否か、受注時に発注者、受注者協議の上、選択できるものとする。対象とした場合に必要な事項を以下のとおり定める。

第２条（工事写真）

工事写真は「写真管理基準」により撮影したものを指す。

第３条（電子データの作成）

電子データは、国土交通省版の「デジタル写真管理情報基準」に基づいて作成するものとする。

第４条（提出方法）

納品は要領に基づいて作成した電子データを電子媒体（ＣＤ－Ｒ）で２部提出する。
なお、納品の際には事前にエラーチェックを行い、エラーが無いことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで納品するものとする。

第５条（定めなき事項）

本仕様書および共通仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、必要に応じ監督員と協議するものとする。

障害者差別解消法等に基づく差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供についての留意事項に関する特記事項

（受注者の責務）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成２５年法律第６５号）第１０条第１項の規定に基づく「藤枝市における障害を理由とする差別を解消するための職員対応要領」（平成２８年３月１１日藤枝市長決定）第２条に規定する不当な差別的取扱いの禁止及び第３条に規定する合理的配慮の提供について留意すること。

情報共有システム（ＡＳＰ）の活用に関する特記仕様書

第１条（情報共有システムの活用）

本工事は、発注者及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システム(ASP)の対象工事である。実施にあたっては「藤枝市における情報共有システム活用要領」及び「藤枝市における情報共有システム活用の手引き」に基づき実施する。受注者は、情報共有システムの利用の有無を発注者と協議し決定する。利用する場合に必要な事項を以下のとおり定める。

第２条（システムの選定）

受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、発注者と協議し承諾を得なければならない。利用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。

・「土木工事」の場合

工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件　（最新版）

（国土交通省）

・「建築・建築設備工事」の場合

工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件　営繕工事編　（最新版）

（国土交通省大臣官房官庁営繕部　整備課施設評価室）

第３条（利用契約）

発注者及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーＩＤ数やワークフロー機能の対象者等については、「事前協議チェックシート」に基づき、担当監督員と協議するものとする。

第４条（費用負担）

情報共有システムを利用する発注者及び受注者の費用は、情報共有システムへの登録料及び使用料であり、設計図書における経費のうち、共通仮設費の率分（技術管理費）に含まれるものとし、受注者の負担とする。

遠隔臨場の実施に関する特記仕様書

本工事（業務）は、遠隔臨場の対象であり、受発注者間の調整により、遠隔臨場を実施することができる。

（定義）

第１条　遠隔臨場とは、建設現場において、モバイル端末等による映像と音声の双方向通信を用いた立会・段階確認及び検査のことをいう。

（適用）

第２条　遠隔臨場は、受注者がモバイル端末等により映像及び音声を監督員又は検査員等にリアルタイム配信を行い、双方向通信により相互に確認を行うことをいう。

（実施方法）

第３条　受注者は、遠隔臨場を行う場合、以下の作業を実施する。

（１）事前調整

受注者は、監督員と遠隔臨場の実施日時、適用（確認する項目・内容）、仕様（使用する機器・アプリケーションまたはサービス）、その他必要な事項について調整する。なお、電話、メール等での調整を可とする。

（２）実施記録

受注者は、遠隔臨場が行われた証拠として、通信履歴の画面キャプチャ（写真）、通話中の監督員又は検査員の映像を含む写真等のいずれかの記録を行うものとする。

遠隔臨場が行われた内容の記録は、監督員又は検査員の臨場又は実地に替えて黒板に遠隔臨場であることを明記した写真により行うものとする。

（実施手続）

第４条　遠隔臨場は、以下の手順により実施する。

（１）事前調整

受注者は、遠隔臨場の実施について、監督員と事前調整する。

（２）立会・段階確認、検査の申請

受注者は、遠隔臨場を実施する場合、段階確認・立会願（第２号様式）の確認項目欄又は検査依頼書の検査の種類欄に遠隔臨場であることを明記する。実施日時等の取扱いは、臨場の場合と同様とする。

ただし、監督員又は検査員が臨場の必要があると判断した場合は、遠隔臨場による申請を行った場合においても、臨場により実施するものとする。

（３）立会・段階確認、検査の実施

受注者は、所定の日時に、監督員又は検査員に対して通信を開始して実施する。

ただし、監督員又は検査員が必要とする情報が得られないと判断した場合は、遠隔臨場を中止し、通常の臨場で確認を実施するものとする。

（４）立会・段階確認、検査の確認

受注者は、遠隔臨場による立会・段階確認を実施した場合、段階確認・立会願（第２号様式）の確認書に、実施記録を添付し監督員に提出するものとし、遠隔臨場による検査を実施した場合は、検査終了後速やかに実施記録を監督員経由で検査員に提出するものとする。

（機材等の手配・仕様）

第５条　受注者は、以下の項目により遠隔臨場に必要な機器等を準備するものとする。

（１）受注者は、現場で必要となるモバイル端末及び通信回線等の準備を行う。
（２）発注者は、発注者が保有するインターネット通信が可能なタブレット端末等を利用する。
（３）利用するアプリケーションまたはサービスは、発注者が保有するタブレット端末等で利用が可能であり、かつ、発注者の利用に際して新たな費用負担が生じないものを受注者が選定する。

（費用）
第６条　受注者が行う機材等の手配に要する経費は、共通仮設費（業務の場合は諸経費）の率分に含まれるものとし、別途計上しない。

中東情勢による建設資材への影響を踏まえた設計変更に係る特記仕様書

1　本工事は、中東情勢の変化等に伴う供給の偏り又は流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下「調達検討資材」という。）の調達に必要となる経費について、通常の調達に要する費用を超えて追加的に必要となる経費（以下「別途調達経費」という。）を設計変更の対象とする工事である。

2　調達検討資材は、ナフサを由来とする建設資材のうち、本工事で調達する資材であって、中東情勢の変化等に伴う供給の偏り又は流通の目詰まりにより調達が困難となっているものとし、受発注者間の協議により決定する。

3　受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となることが見込まれる場合は、当該資材を調達する前に、調達検討資材に関する協議書（様式１）及び別途調達経費の予定額を確認できる見積書その他必要な資料を監督員に提出し、協議しなければならない。

ただし、迅速な対応が必要であり、事前に書面を提出することが困難な場合は、口頭、ファクシミリ又は電子メール等により協議することができる。この場合、受注者は、事後、遅滞なく様式１及び必要な資料を提出しなければならない。

なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

⑴　設計図書に定める資材を調達できず、代替資材を調達した場合

⑵　設計図書に定める資材を調達するため、流通経路を見直したことにより、別途調達経費が必要となった場合

⑶　設計図書に定める資材を調達したが、流通状況を踏まえた別途調達経費が必要となった場合

4　受注者は、調達検討資材の調達後、調達検討資材に関する実施報告書（様式２）及び別途調達経費の内容を確認できる証明書類（実際の取引伝票等）を監督員に提出しなければならない。証明書類は、資材名、調達時期、購入数量、購入単価等が記載された取引伝票、見積書、請求書等とする。

5　受注者は、代替資材を調達しようとする場合は、当該代替資材を調達する前に、代替資材が設計図書で求める機能や品質等を満たしていることを確認できる資料（カタログ等）を監督員に提出しなければならない。

6　発注者は、受注者から提出された様式１、様式２、証明書類その他必要な資料により、妥当性を確認できた別途調達経費について、設計変更の対象とする。

ただし、受注者の責めに帰すべき事由により生じた増加費用、第３項に定める協議を行わずに調達したことにより妥当性を確認できない費用その他発注者が合理的な費用であることを確認できないものは、設計変更の対象としない。

7　調達検討資材の調達方法の変更等に伴い工期の変更が必要となる場合は、受発注者間で協議の上、必要な変更を行うものとする。

8　本特記仕様書に基づき設計変更の対象とした費用は、藤枝市建設工事請負契約約款第 25 条（スライド条項）に基づく請負代金額の変更に係る算定の対象としない。